

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

| No. | 案 件 名 称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額(税込) | 契約日 | 根拠法令 | <u>随意契約理由 (随意契約理由番号)</u> | WTO |
|-----|---|------------|---------------------------------------|-------------|-----------|-----------------------|------------------------------|-----|
| 1 | なんば広場の安全管理に関するデジタル技術の活用方策等に係る検討調査業務委託 | 都市計画及び地方計画 | (株)三菱総合研究所 関西オフィス | 61,721,000円 | 令和7年7月24日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |
| 2 | 令和7年度京橋駅周辺の土地区画整理事業及び都市計画道路玉造筋線等に関する検討調査業務委託 | 都市計画及び地方計画 | ジェイアール西日本コンサルタンツ・日建設計・オオバ共同企業体 | 11,770,000円 | 令和7年7月7日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |
| 3 | 中之島4丁目地区未来医療国際拠点用地貸付にかかる不動産鑑定業務委託(概算契約) | 不動産鑑定 | (株)大島不動産鑑定 | 3,140,500円 | 令和7年7月30日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 4 | 令和7年国勢調査 大阪市の実地調査業務委託(その2) | 各種施策研究・調査 | SOMPOケア(株) | 1,065,400円 | 令和7年8月22日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 5 | 令和7年度 大阪駅前ダイヤモンド地区における人を中心の道路空間形成にかかる検討調査業務委託 | 都市計画及び地方計画 | 日建設計・地域・交通計画研究所・総合調査設計特別共同企業体 | 13,926,000円 | 令和7年9月5日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |
| 6 | 令和7年度 駅前空間の都市機能等向上に係る基礎検討調査業務委託 | 都市計画及び地方計画 | 創遊・高速バスマーケティング特別共同企業体 | 18,260,000円 | 令和7年9月19日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |
| 7 | 令和7年度 淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託 | 都市計画及び地方計画 | 中央復建コンサルタンツ・パシフィックコンサルタンツ・日建設計特別共同企業体 | 9,988,000円 | 令和7年9月24日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |

随意契約理由書

1 案件名称

なんば広場の安全管理に関するデジタル技術の活用方策等に係る検討調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社三菱総合研究所 関西オフィス

3 隨意契約理由

本業務では、世界をひきつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出を目指し、社会実験終了後の持続的なエリアマネジメント活動に向けた事業収支成立のため、収益の最大化を図る方策を検討するとともに、AI カメラ等の新しい DX 技術の活用による維持管理費の圧縮策を検討することを想定しており、DX 技術に関する高度な技術的要素を踏まえた検討を行う必要がある。

加えて、先行事例などから、最新の DX 技術やエリアマネジメントの潮流を把握したうえで、効果的な新しい技術・方策の導入を図ることで、今後の持続的なエリアマネジメント活動を実現させるための事業収支を成立する方策等を検討する必要があり、高度な分析能力・企画力が求められる。

以上のことから、難波地区における現状や課題、地域の特性等を理解したうえで、業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らし、最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札よりも本事業の目的を達成するうえでより妥当であるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局開発調整部開発計画課（電話番号 06 - 6208 - 7826）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度京橋駅周辺の土地区画整理事業及び都市計画道路玉造筋線等に関する検討調査業務委託

2 契約の相手方

ジェイアール西日本コンサルタンツ・日建設計・オオバ共同企業体

3 隨意契約理由

土地区画整理事業の検討については、民間都市開発を円滑に進めながら、それと並行して公共施設の整備を進めるため、事業手法の実現性を確保しながら、官民双方に利益のある土地の形態や公共施設の在り方を整理する必要があり、事業手法に関する高度な知識とその応用力が求められる。

また、都市計画道路の変更に向けては、京橋駅周辺地域の現状・特徴を把握し、さらに民間都市開発や連続立体交差事業等、他のプロジェクトの状況を踏まえながら、あるべき空間を検討し、都市計画の変更手続きに進む必要があり、高度な分析能力とその分析結果を用いて必要性・実現性を整理し、関係者と合意形成をするための企画力が求められる。

以上のことから、京橋駅周辺地域における現状や課題、他のプロジェクトの状況などを踏まえ、基盤整備に向けた手続き等を理解したうえで、業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らし、最も優れた提案を行った事業者を選定する方法でなければ、本事業の目的を達成することができないため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局 開発調整部 開発計画課 地域開発担当
(電話番号 06-6208-7808)

随意契約理由書

1 案件名称

中之島4丁目地区未来医療国際拠点用地貸付にかかる不動産鑑定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大島不動産鑑定

3 隨意契約理由

本業務の遂行にあたっては不動産鑑定評価を要し、不動産鑑定の報酬については、中央対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定され、一般の契約と異なり契約当事者間の合意により決定することにはなり得ない。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通とともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有しなければ、迅速かつ的確な評価が困難である。

上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、上記の契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局開発調整部開発計画課（電話番号 06-6208-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年国勢調査 大阪市の実地調査業務委託(その2)

2 契約の相手方

SOMPO ケア株式会社

3 随意契約理由

社会福祉施設等は、建物のセキュリティ上、関係者以外が立ち入ることが困難であるため、建物等の管理を行っている特定の事業者に業務委託しなければ調査が実施できない。

そのため、社会福祉施設等において調査を実施するためには、管理業務の一環として調査活動を行うことが可能な当該社会福祉施設の管理法人であるSOMPO ケア株式会社に特名随意契約を締結した上で調査を委託する必要がある。

なお、社会福祉施設運営法人等への調査は各区で委託することとしているが、複数の区に跨って施設の管理を行っている社会福祉法人等については、各区で委託するのではなく、計画調整局企画振興部統計調査担当において一括して業務委託契約を締結する必要があるため、本件の契約相手方は、本市において複数区に跨って運営しており、かつ調査業務の委託に応じる意思が確認できている社会福施設運営法人等としている。

以上のことから、本業務を遂行できる事業者は、同社以外に認められないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約により同社と委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局企画振興部統計調査担当（電話番号 06-6208-7865）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪駅前ダイヤモンド地区における人を中心の道路空間形成にかかる検討
調査業務委託

2 契約の相手方

日建設計・地域・交通計画研究所・総合調査設計特別共同企業体

3 隨意契約理由

本業務において、大阪駅前ダイヤモンド地区を対象に人を中心の道路空間の実現に向けた検討を実施するにあたっては、地下と地上で立体的に構成される地区の道路空間の特性や現状の交通実態といった、都市建設に関する高度な技術的要素を踏まえて行う必要がある。

加えて、道路空間再編の整備形態及び将来の交通流動への影響、道路空間再編後の利活用の方針、維持管理スキーム等を整理するとともに、社会実験の実施に係る計画案を作成する必要があり、高度な分析能力・企画力が求められる。

以上のことから、大阪駅前ダイヤモンド地区における現状や課題、地域の特性等を理解したうえで、業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らし、最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札よりも本事業の目的を達成するうえでより妥当であるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局計画部都市計画課（電話番号 06-6208-7848）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 駅前空間の都市機能等向上に係る基礎検討調査業務委託

2 契約の相手方

創遊・高速バスマーケティング特別共同企業体

3 随意契約理由

本業務では、都心部及び郊外部の駅前空間を利活用することで、当該エリアとして現状不足している都市機能の導入や基盤の強化をはかることを想定し、集積する都市基盤（鉄道、道路、高速道路、下水道等）の機能や特性といった、都市建設に関する高度な技術的要素を踏まえた検討を行う必要がある。

加えて、本業務では、都心部としては湊町エリアのO C A T ウォーク（湊町駅前東西線地下歩行者道）の空間再編の検討、郊外部としては阪神淀川駅前の公有地（海老江下水処理場の機能休止区域）の利活用の検討の必要があり、高度な分析能力、企画力が求められる。

以上のことから、湊町エリアや阪神淀川駅エリアなど都心部・郊外部の現状や課題、地域の特性等を理解した上で、業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らし、最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札よりも本事業の目的を達成する上でより妥当であるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

計画調整局計画部開発計画課（電話番号 06-6208-7827）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託

2 契約の相手方

中央復建コンサルタンツ・パシフィックコンサルタンツ・日建設計特別共同企業体

3 随意契約理由

本業務では、淡路駅エリアおよび十三駅エリアのまちづくりを進めるうえで、良好な民間都市開発の誘導を図るために、各エリアの導入機能を想定し、戦略的かつ効果的なPR手法について検討を行うものである。

各エリアの導入機能の検討では、新大阪駅周辺・大阪駅周辺の開発を意識しつつ、淡路駅エリア、十三駅エリアの特徴を理解したうえで道路・広場などの基盤整備や、民間開発を想定する必要があり、まちづくりの方向性、導入機能、具体プロジェクトの検討の方向性などについて関係者と調整しながら、定型的ではない内容を検討していく必要がある。

また、各エリアのPR手法の検討については、各エリアにおいて民間都市開発の機運醸成や来訪者の増加、定住人口の増加を目的とし、PRする対象、発信内容、発信の場などについて様々な手法が想定されるなかで、目的に適した手法について考え方を整理、作成する必要がある。

以上から、本業務を遂行するにあたっては、都市基盤、都市開発といった幅広くかつ専門的な知識及び優れた企画・調整能力や、計画的な業務の実施能力など、業務に対する実施体制、実施方針等を考慮することを必要とし、競争入札に適さないことから、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行った。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局計画部都市計画課（電話番号 06-6208-7874）